

介護保険だより

【みんなで学び 育てよう 介護保険！】

◆第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料

8月は介護保険料の本算定（年間保険料の計算）をおこなう時期です。介護保険料の基準額は、本町の介護を必要とする方の人数やどれくらいの介護サービスを提供できるか等によって割り出された月額3,600円です。なお、各被保険者の保険料額は、この基準額をもとに負担が重くなりすぎないように、所得や町県民税の課税状況によって5段階で計算されます。

普通徴収（納付書、口座振替）については1～2期分が仮算定、3～6期分が本算定で、特別徴収（年金から天引き）については1～3期分が仮算定、4～6期分が本算定となります。介護保険料の納期及び各段階別の保険料額は下表のとおりですが、平成13年度と段階が変わった方、月割計算にされた方、特別徴収から普通徴収へ変更になった方等については、各納期ごとの額が変わる場合もあります。

区 分	4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)	年 額
第1段階	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	21,600
第2段階	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	32,400
第3段階	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	43,200
第4段階	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	54,000
第5段階	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	64,800

◆介護保険料の月割計算

転入された方や新規で65歳になられた方については、その月（誕生日が月の初日の場合はその前月）から月割で介護保険料が請求されます。年金を受給している場合でも、その年度については普通徴収になります。また、転出したり死亡された場合は、その月の前月分まで月割で請求されます。被保険者の異動があった場合は、必ず14日以内に町民課窓口に届けてください。

保健師メモ

「日射病」と「熱射病」

「日射病」と「熱射病」はよく似た名前なので同じ病気だと思われがちですが、実は違うものです。

「日射病とは」

炎天下にスポーツや激しい労働をしたときなどに汗がたくさん出て、体の水分が足りなくなり、心臓へ戻ってくる血液が少なくなってしまう病気です。いわば「脱水状態」のようなものです。十分な水の補給が必要で、倒れたらすぐ木陰などの涼しい場所に移し、できれば塩分を含んだ水やポカリスエット等のスポーツ飲料などを飲ませて休ませましょう。意識がおかしいような重症の場合は、すぐに病院に運びましょう。

「熱射病とは」

体の熱を十分に発散できず、熱が体にこもってしま

い、高い体温に体が対処しきれなくなった状態です。これは十分に熱を逃がしてやれば良いわけですから、冷たいタオルで拭いたり風を送ったりする必要があります。

※夏の暑い盛りに激しいスポーツや労働をすると、体は高くなった体温を冷やすために（熱射病を防ぐために）たくさん汗をかきます。たくさん汗をかき、この失った水分の補給をしてやらないと日射病になるというわけです。これまでは、スポーツなどの最中には水分を摂らない指導もおこなわれたようですが、適度な水分は絶対に必要です。

（資料参考）

県医師会ホームページ



「詳細については」

役場町民課保健師まで